

# 『子どもの権利擁護3モデル』に基づく 子育て支援臨床アプローチの構築に関する研究

—養育者の「被懲戒の歴史」に着目して—

藤岡孝志

## Research on the construction of a Child-rearing Support Clinical Approach based on the “Child Rights Advocacy and Protection 3 Model “ -Focusing on the “History of disciplinary action” of caregivers-

Takashi Fujioka

**Abstract:** As the theoretical framework, the Child Protection Model, the Child-rearing Family Service-oriented Model, and the Child-centered Model were taken up as three models for dealing with child abuse. It is the “Child Rights Advocacy and Protection 3 Model”. In particular, regarding the Child-centered Model, (1) “Relationships around children” from the perspective of Relationship Specific Disorder, (2) the relationship between DV and child abuse - “control-controlled by violence and abuse are acceptable in Home”, (3) Child-centered model -by paying attention to the relationships around children, the people around them have no choice but to cooperate in child-rearing-. (4) The core of the Child-centered Model. It is summarized from “the right to express opinions” and “guarantee of the place to talk”. After that, the author created a step-by-step program of “Child-rearing Support Clinical Approach” (Standard Version). (1) Fostering awareness of children’s human rights and the right to safe and secure parenting (First stage), (2) Discipline and abuse discrimination, concrete presentation of distinction (Second stage), (3) Consideration of social context and culture in child-rearing situations (3rd stage), (4) Recollection and coping with the history of discipline (4th stage), (5) Specific methods of Child-rearing Support, and Reconfirmation of the Child-centered model (Fifth stage), (6) Five points for the caregiver to be a “discipline vessel”(Sixth stage). Finally, the author discussed the significance of Child-rearing Support Clinical Approach based on the “Child Rights Advocacy and Protection 3 Model” focusing on the “history of disciplinary action” of caregivers.

**Key Words:** History of disciplinary action (punishment), “Child-rearing Support Clinical Approach” (Standard Version), the Child-centered Model, the right to express opinions, Child Rights Advocacy and Protection 3 Model

**要旨：**本研究の理論的な枠組みとして、『子どもの権利擁護3モデル』が子育て支援臨床の基底をなすことを論じた。特に子ども中心モデルについて、(1) 関係特異性障害の観点から見た子どもの周りの関係性、(2) DVと子ども虐待との関連、(3) 子ども中心モデル、(4) 意見表明権と「語る場の保障」、からまとめた。その上で、『子育て支援臨床アプローチ』(スタンダード版)を作成した。(1) 子どもの人権及び安心・安全な養育への権利

についての意識の醸成、(2) しつけと虐待の鑑別、峻別の具体的な提示、(3) 子育て場面における社会的文脈や文化を考慮すべきこと、(4) 被懲戒の歴史の想起と対処方法、(5) 子育て支援の具体的な方法及び子ども中心モデルの再確認、(6) 養育者が「愛着の器」であるための5つの要点である。最後に、『子どもの権利擁護3モデル』に基づく子育て支援臨床アプローチの意義と今後の展開について論じた。

キーワード：被懲戒の歴史 子育て支援臨床アプローチ（スタンダード版）子ども中心モデル 意見表明権 子どもの権利擁護3モデル

## I 本研究の基本的な視座—「子ども虐待は、親から子どもへの権利侵害である」、「体罰禁止の内在化」、「被懲戒の歴史への着目」

筆者らは、子育て支援において、支援の対象となる子育ての主体者（親をはじめとする親族、子ども家庭福祉施設・機関職員、養育家庭等の里親など）の『被懲戒の歴史』に注目し、懲戒行動への意識化及びその克服に伴う養育方法の見直しこそが、日本の独自の養育文化を根底からとらえ直すことができるとの考えのもと研究を進めてきた（藤岡 2021<sup>1)</sup> 他）。そして、スウェーデンやフランス、ドイツ等の他国の体罰克服の歴史を調査しながら、また、江戸時代の子育ての解析、明治時代以降の民法等における懲戒権、親権、体罰に対するとらえ方の歴史を鑑みながら、「体罰禁止の内在化」の推進が必要であり、それは、子育て支援そのものの中から、地道に進めていくしかなく極めて長期にわたって実現していくべき内容であるとも指摘してきた（藤岡 2020a<sup>2)</sup>；加藤・藤岡 2020<sup>3)</sup>，和田上 2020<sup>4)</sup>；宇野 2020<sup>5)</sup> 他）。

まず、子ども虐待は、まず、親から子どもへの権利侵害であることを明確にしておかなければならない。子どもの人権については、すでに児童福祉法等の法律で規定されている。また、子どもたちは健やかに育つ権利が保障されている。筆者は、他国の体罰禁止の歴史を概観する中で、子どもの人権への着目はその推進に大きく寄与していることはゆるぎないことであると認識を深めた（藤岡 2020b<sup>6)</sup>）。子ども虐待は子どもへの権利侵害であるということは、異論のない所である。

このような点を踏まえ、虐待行為へとつながる可能性の高い懲戒行動による子どもへの権利侵害がなぜ起きてしまうのかとの解析とともに、具体的な養育行動への支援の際盲点となっている養育者自身の「被懲戒の歴史」にどう焦点を当て、「体罰禁止の内在化」に向けて支援していくのかということの本研究では掘り下げていく。

## II 子ども虐待への対応の3つのモデルの整理—子ども保護モデル、子育て家庭サービス重視モデル、子ども中心モデル

子ども虐待への対応の理論枠組みとして3つのモデルの整理を行った。子ども保護モデル、

子育て家庭サービス重視モデル、子ども中心モデルである。神野（2019）<sup>7)</sup> は、Gilbert, N. Parton, N. and Skivenes, M. (2011)<sup>8)</sup> のチャイルド・プロテクション・システム論を援用しながら、これまでの子ども保護モデルや子育て家庭サービス重視モデルの重要性を指摘しつつも、そのモデルからの脱却を目指すべきであり、その中核には、子ども中心モデルを置くことが必要であると指摘している（藤岡 2020b<sup>6)</sup>）。このチャイルド・プロテクション・システム論についてはすでに子ども虐待防止及び子育て支援の文脈で検討されてきている（訓覇 2002<sup>9)</sup>；訓覇・田澤 2014<sup>10)</sup> 他）。

筆者も、その考えに基づきながら、子ども虐待への対処を検討しなおさなければならないと考えている。そして、この3つの下位モデルを包括した三位一体化した『子どもの権利擁護3モデル』が子育て支援臨床の基底をなすと考えている。表1にこの3つのモデルについて整理した。以下、この表に基づきながら、検討を加えていく。

表1 子ども虐待への対応について

「子ども虐待とは、親から子どもへの権利侵害である。そして、子どもにとっての安全で安心できる場を保障していない。」

子ども虐待への対応としての基本的な理論枠組み：3つの下位モデル及びそれらを包括し三位一体化した『子どもの権利擁護3モデル』が子育て支援の基底をなす。

### 1、『子ども保護モデル』の重要性・困難性・限界性

親の持つ課題（パートナーシップ、貧困、精神疾患、若年妊娠等）

子どもの持つ課題（育てづらさ、発達障害、情動調整の難しさ等）等、個々の課題に注目・支援

- ・・・分離後の子どもの人権という観点。
- ・・・親子分離と、その後の子ども・親それぞれへの支援。児童福祉司指導・相談、児童心理司面接・相談、親（親子）支援プログラム等、施設入所による支援、養育家庭による支援、親族による支援等。

### 2、『子育て家庭サービス重視モデル』の重要性・困難性・限界性

在宅での支援・親子を分離しないで支援できることの重要性、子育て支援環境を崩さないことの大事さ。家庭が焦点化、子どもが埋没しがち。

支援が必要な親が、支援をもとめない

- ・・・支援者への反発・恫喝等。親が障壁。  
必要なサービスが届かない。
- ・・・「通告」という名の支援の開始（その前が大事）。

### 3、『子ども中心モデル』の重要性・子ども虐待対応の根幹をなす

(子どもの意見表明権、安心・安全の場の確保、養育責任者の人権意識の醸成・子どもの周りの関係性に注目)

親と子どもの関係性の障害、父親と母親の関係性の障害(夫婦関係の関係障害)、家庭と支援(地域)との関係性の障害に注目。問題家族ではなく、修復可能な家族。

・・・DVと子ども虐待の接点。親と子、夫婦を一体化して支援できる場の必要性。分離支援・並行支援の必要性。DV加害者・虐待者も実は支援の対象者(いかに支援の文脈に入るか)。地域での支援の重要性。

子どもの意見表明権、安心・安全の場の確保、養育責任者の人権意識の醸成は、「子どもを取り巻く環境」、そして「子育て環境」として、さらに整備していかなければならない。

子ども虐待への対処としての基本的な理論枠組みは、3つの下位モデル及びそれらを包括し三位一体化した『子どもの権利擁護3モデル』が子育て支援の基底をなす。特に、『子ども中心モデル』がその中核である。

## 1、子ども保護モデルの重要性・困難性・限界性について

まず、子ども保護モデルが多くの子どもたちの命を救ってきたことは極めて重要なことであり、子ども虐待防止法が制定されてから、さらにこのモデルが推進され、今日もその重要性は異論がないところであろう。しかし、併せて、その限界性も認識しておかなければならないだろう。子育てをする親は多くの課題を有していることがある。子育て支援が必要となるゆえんである。その課題には、パートナーシップとのDV等のゆがんだ関係性、貧困にともなう生活困窮からくる子育てへの負担あるいは余裕をもって子どもを育てる状況が作れない窮状、精神疾患によるやむを得ない状況でのネグレクト・情動調整の難しさに伴う安易な体罰・暴言による養育、若年妊娠による親としての自覚の乏しさ・養育方法の知識不足・育児中の情動調整の難しさなどがある。また、子どもの側にも様々な課題がある。子どもの課題について、親からすれば、低出生時体重児・医療的ケア児等に伴う育てづらさ・育児不安・将来への不安、発達障害にともなう子どもの気持ちや行動のわかりづらさ・親としての無力感・定型発達へのこだわりに伴ういらだちや怒り、子どもの持つ気質についての理解の難しさなど様々な課題がある。このような多くの課題がある中で起きてくる子ども虐待・ネグレクトであるが、子ども保護モデルでは、どうしても、これらの親子関係に着目した個々の課題に注目・支援しなければいけないにもかかわらず、親を分離させることでの子どもの保護を優先せざるを得ないというジレンマを抱えざるを得ない。分離後の子どもの人権という観点が最重視されなければならないが、分離後に選ばれる施設や里親についてどの程度の子どもの意見が反映されているか、意見表明権との関わりも含めて、さらに検討が必要だろう。保護による親子分離と、その後の子

ども・親それぞれへの支援、そして再統合は、この保護モデルの重要な帰結であろうが、本来親子で一緒に支援するべき課題も分離に伴ってその支援方法を大きく変換することを余儀なくされてしまう。児童相談所による児童福祉司指導・相談、児童心理司面接・相談、親（親子）支援プログラム等、そして、施設入所による支援、養育家庭による支援、親族による支援などをどう関連させ、十分な連携の下、切れ目のない支援の構築・持続が必要となる。

## 2、子育て家庭サービス重視モデルの重要性と困難性・限界性への認識

さらに、子育て家庭サービス重視モデルの重要性・困難性・限界性も指摘しなければならない。在宅での支援・親子を分離しないで支援できることの重要性、子育て支援環境を崩さないことの大事さである。子育て支援において、家庭が焦点化するなかで、子どもと親とのユニットとして理解する視点を、見失わないようにしなければならない。親支援を進めていると、その成果が子どもに良好に働いているとの思い込みも深刻事案では生じるリスクへの認識が必要となる。どうしても子どもが埋没しがちである。深刻な虐待をしているのに、そのことに気づけない親への支援をどのように行なうのか、子どもの安全確保の障壁に親がなるリスクへの認識である。また、その事案の深刻さに気付けない支援者がいる可能性がある。これは、当該支援者だけを責められないことであろう。ケースカンファレンスやスーパーヴィジョンを通して、そのリスクへの喚起を意識しておかなければならない。

支援が必要な親が、支援をもとめない、というジレンマがここにある。支援を求めないだけでなく、子ども虐待に伴う深刻な事案で起きた関係機関に怒鳴り込む等、支援者への反発・恫喝等もある。このように親という存在が障壁となることは、この家族サービス重視モデルの困難性・限界性であり、常に意識しておかなければならないことであろう。

支援が必要な親が支援をもとめないということの突破口が「通告」である。「通告」という名の支援の開始（藤岡 2016<sup>11)</sup>）が大事である

在宅での支援だけではなく、子育て支援センター等での子育て支援が、子育て家庭サービス重視モデルの困難性・限界性への対応として当然のことながら重要となる。

## 3、子ども中心モデルへ（養育責任者の人権意識の醸成・子どもの周りの関係性に注目）

そこで、子ども中心モデルへの転換の視座が出てくる。そのためには、養育責任者の人権意識の醸成及び子どもの周りの関係性に注目することが大事になってくる。このことは、本研究の基本的な視座である「子ども虐待は、親から子どもへの権利侵害である」「体罰禁止の内在化」、「被懲戒の歴史への着目」につながることである。

## (1) 関係特異性障害の観点から見た「子どもの周りの関係性」

子どもたちを取り巻く人たちの人権意識の醸成は、「子どもを第一に考え、その成長を見守る」ということである。そのような場は、「安全・安心の場」である。子ども保護モデルも家庭サービス重視モデルもこの子ども中心モデルがあってこそ生きてくると考える。

乳幼児のアセスメントの指針である ZERO TO THREE(2016)<sup>12)</sup> による「DC:0-5: Diagnostic Classification of Mental Health And Development Disorders Of Infancy and Early Childhood」には、DSM-5 で、親と子どもの関係性の問題ととらえていたことについて、さらに詳しくかつ明確に「関係性障害」(Relationship Disorders)と位置づけている。そして、その構成概念として、乳幼児期における関係特異性障害(Relationship Specific Disorder of Infancy/Early Childhood) ととらえ、詳しく論じている。この関係特異性という考えは、極めて重要であり、子どもを取り巻く周りとの関係性がいかに大事かということを示唆している。愛着の対象はすでに最低でも一人は形成されているが、それは非常に不安定であり、その後安定化していき、複数の愛着の対象に広がっていく過程にあると関係性をとらえている。そして、その関係性こそ、配慮し、留意しながら関わるべき課題行動として、その状態をとらえるのである。子どもたちの行動や認知が周りの支援者を巻き込むほどの困難な状況に陥る可能性がある場合、そこに、この関係性の困難性が生じているととらえるのである。そこには、子どもの課題も親の課題も相対化され、むしろ、親子関係(施設であれば、子ども—職員関係、養育家庭であれば、里子—里親関係等)の困難さがあることを支援の対象とするのである。子どもにとってみれば、愛着対象は曲がりなりにも形成されているものの、非常に不安定であるがゆえに、子どもによって、その愛着行動の提示が異なることを含んでいるのである。

この関係特異性障害の考えを広く、子どもをとりまく関係に援用すると、親と子どもの関係性の障害、父親と母親の関係性の障害(夫婦関係の関係障害)、家庭と支援(地域)との関係性の障害ととらえることができ、関係特異的な関係性に着目することでの支援の枠組みが大きく展開することとなる。すでに指摘したことであるが、「問題家族ではなく、修復可能な家族」という視点である(藤岡 2008<sup>13)</sup>)。

## (2) DVと子ども虐待との関連—「暴力や暴言による支配・被支配が許容される場として家庭」

最近では面前 DV の通告(特に警察への通告)が増えてきており、DV と子ども虐待の接点が重要な視座となっている。親と子、夫婦を一体化して支援できる場が必要となる。DV 加害者・虐待者も実は支援の対象者(いかに支援の文脈に入るか)である。改めて、子ども中心モデルをとらえなおすと、権利侵害という観点と関係特異性障害という観点到整理することができる。子ども中心モデルの要点は、子どもは周りの在り方によって、表現の仕方を変えるという重要な知見が、この関係性(特に関係性の障害の観点)に注目する理由でもある。DV の背景には、支配・被支配が潜在しており、「暴力や暴言による支配・被支配が許容される場」として家庭が位置づいているという大きな課題がそこにはある。通告による支援の開始という

観点をさらに広げるならば、面前DVの通告による「暴力や暴言による支配・被支配が許容される場としての家庭」への支援の開始と位置付けることができるだろう。筆者らが掘り下げてきた（親が受けていた被懲戒の歴史の残照としての）懲戒行動への解析が、DVにどのようにつながるかは今後の研究を待たなければならない。DV、虐待ではない関わりをしていくことは、親の懲戒行動を見据えた、「体罰や暴言によらない子育て方法」の基底をなすと考えられる。しかし、当然のことながら、DV関係にある夫婦を同席いただいて支援の対象とすることは、慎重に対処しなければならない。分離面接や並行面接が必要となる。虐待関係にある親子も同様である。分離しての面接は当然必要となる。

子ども食堂、学習支援等の実践などでの子どもたちの何気ない会話から、「暴力や暴言による支配・被支配が許容される場」として家庭の発見につながることもある。『子どもの幸せは親の幸せ、親の幸せは子どもの幸せ、子どもの幸せは、地域の幸せ』である。子ども保護モデル・子育て家庭サービス重視モデル・子ども中心モデルの三つのモデルの相補性を意識した施策立案及び子育て支援の具体的な方法が今後もさらに模索されていくことが期待される。

### **(3) 子ども中心モデルー子どもを中心とした周りの関係性に注目することで、周りは子育てに協働せざるを得ないー**

子どもを中心とした関係性に注目することで、周りは子育てに協働せざるを得ない、というのが子ども中心モデルの有意義な点である。藤岡（2020b<sup>6</sup>）も指摘しているように、夫婦（父母）の関係性への支援、施設職員・里親連携・社会的養育における役割分担、地域での子育て支援、多職種連携による子育て支援、関係機関のさらなる連携、「社会の連帯」構築への注目など社会福祉学で構築してきた様々な知見の貢献が期待される。これらのことは、子どもを中心として、予防・発見・保護・支援というプロセスすべてに関わることである。例えば、DV対処を例にとっても、今後ますます、全国に広がっているDVセンターと児童相談所の連携が必要となり、また、切れ目のない地域支援が求められるようになって考えられる（藤岡2020b<sup>6</sup>）。その意味で、親に対する人権教育は必須のことである。婚姻届けを出し、新たな家族を構築するその出発点に、各自治体の婚姻届け受付の窓口で、各自治体のあらたな親となる人たちへのメッセージとして、「子ども虐待は、親から子どもへの権利侵害である」とパンフレット等で伝えることを施策の中にぜひ取り入れていただきたいと考えている。可能であるならば、30分でもよいので、子ども虐待防止のビデオを視聴していただいてもよいのではないだろうか。

### **(4) 子ども中心モデルの中核をなす「意見表明権」と「語る場の保障」**

子ども中心モデルの中核をなすのが、「意見表明権」であり、そのための「語る場の保障」と、意見表明ができるための配慮（特に、情報提供）も重要である。まず、子どもの意見表明権については、すでに「児童の権利に関する条約」にうたわれていることは周知のことである。

## 児童の権利に関する条約

### 第9条2

すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

### 第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

また、児童福祉法の第8条⑥において、児童福祉審議会での子ども意見表明について言及されている。「その者の出席を求め、その意見を聴くことができる」と、「できる規定」になっているが、現在、子どもの意見表明の場の設定について、さらなる努力及び法的整備が必要との論議が高まってきている。

これらの大きな流れに伴って、子どもの意見を表明する機会をつくるために、意見表明支援員制度を新たに設置したり、児童福祉審議会に意見表明のための相談員制度を導入した自治体も出てきている。

また、親からの虐待を受け、身の危険を感じて、子どもの側から警察に駆け込む事案も増えていると考えている。子ども中心モデルの重要性は、ケースアセスメントをする際に、常に子どもの側からケースを問い直すことを意味している。意見表明権の保障もその一つである。

例えば、精神疾患を抱えている不安定な状況にある母親を支えるという子育て支援家庭サービス重視モデルを適用するにあたって、今の母親の状態を子どもはどう感じ、そのことによって、子どもの人権及び「安全・安心が保障された生活」がどれだけ確保されているかを検討しなければならない。母親の精神疾患に伴う養育環境の見通しは、子どもの安心・安全の生活の保障につながる。子どもの語りを保障することは、母親の不調をどうとらえ、何を感じていたかというエピソードを大事にすることである。それは後に、母親の精神疾患についての子どもへの心理教育につながる。未来の子どもへの支援を見据えた「今」できるケースマネジメントである。

また、例えば母親の同居人による母親へのDVがある家庭で同居人による支配関係が母親の子どもへと及び、結果として、虐待の被害者になった事案の場合、子どもの意見表明が実現していれば、深刻な事態を免れた可能性は大きい。その際、意見表明できる場の保障（同居人及びその支配が及ぶ母親とは同席しない中での意見表明）はケースマネジメントとして当然のことであろうが、この点も、子ども中心モデルとして明確に位置付けていくべき内容である。

このように、子ども保護モデル、子育て家庭サービス重視モデル、子ども中心モデルは、三位一体化した子どもの権利擁護3モデルとして位置づくと考えている。

以上を踏まえ、表 2 を改めてまとめた。

表 2 子ども虐待への新たな視座

**1, 権利侵害という観点と関係特異性障害という観点の重要性**

(子ども中心モデルの要点、子どもは周りの在り方によって、表現の仕方を変える、関係特異性障害の視点の援用)

・・DV, 虐待ではない関わり。

『子どもの幸せは親の幸せ、親の幸せは子どもの幸せ、子どもの幸せは、地域の幸せ』

・・(例) 子ども食堂、学習支援等の実践。

**2, 子ども保護モデル・子育て家庭サービス重視モデルから、子ども中心モデルへ**

子どもを中心とした関係性に注目。周りは協働せざるを得ない。

夫婦(父母)、施設職員・里親連携・役割分担、地域支援、多職種連携、関係機関連携、社会の連帯構築。予防・発見・保護・支援。

(例) 市町村自治体と児童相談所の連携。

乳児から高齢者まで、切れ目のない地域支援。

子ども・家族(夫婦)・地域をつなぐ「子ども家庭支援者」の存在の必要性。

(支援者が支援を受ける。)  
「子ども・若者中心」の市民感覚の醸成

**3, 子ども保護モデル、子育て家庭サービス重視モデル、子ども中心モデルは、三位一体化した子どもの権利擁護3モデルとして位置づく**

### Ⅲ 養育者の「被懲戒の歴史」を考慮した『子育て支援臨床アプローチ』について

#### 1, 『子育て支援臨床アプローチ』の位置づけ

本研究では、新しい子育て支援アプローチに盛り込むべき支援要素を再検討し、懲戒行動の観点を考慮した子育て支援臨床アプローチのスタンダード版の検討をさらに進めることとする。愛着臨床アプローチ(CAA: Clinical Attachment Approach)(藤岡 2008<sup>13)</sup>)は、この子育て支援アプローチに内包されるものとして、継続して検討していく。

#### 2, 『子育て支援臨床アプローチ』(スタンダード版)の段階的なプログラム

藤岡(2021)を参考にしながら、さらにそれらを展開させ、子どもの人権及び安心・安全な養育への権利についての意識の醸成をする意味と具体化を試みる。なお、適用に際しては、施設や養育家庭への研修、日ごろの養育者とのかかわりの中で、支援の文脈で段階的に取り入れていくことを想定している。なお、以下の6段階の内容は、スタンダード版であり、対象

となる方々の違いや適用のための場の違いなどによって、順次かつ随時個別適用版に変えていただくことを推奨している。その工夫をし、文言を考えることが、支援者として、対象となる方々とのコミュニケーションを促進すると考えている。

## (1) 子どもの人権及び安心・安全な養育への権利についての意識の醸成(第1段階)

すでに繰り返し指摘しているように、懲戒行動は、子どもの人権の侵害になりかねない要素を含んでいる。この子を懲戒するために、怒鳴り、叩いた、と語る親は少ないかもしれないが、この「懲戒権の内化」は、非常に根深い。叩かれた歴史を有しない人も、何らかの罰を受けてきた記憶をみな有しているであろう。スウェーデンで40年以上の歳月を経てなされた「体罰禁止の内化」と拮抗する内容である。その意味で、体罰禁止の背景には、むしろ、『安心・安全な養育を受ける権利』こそが、子どもの人権の構成要素となり、出発点となる。スウェーデン等の体罰禁止の背景にあった、子どもの人権と「ケア、安全、良質な養育を受ける権利」である。『安心・安全な養育』に、懲戒行動、懲戒権は明らかになじまないと言える。子どもおびやかす、かつ、安心・安全を確保する責務とその問題意識を養育者から奪う可能性が高いからである

これらの点を養育者に対して、まず、提示し、『安心・安全な養育』を実現するために、日ごろの子どもたちに対する関わりを見直す必要がある。それは、これまで述べてきた、子ども中心モデルからすると、子どもを取り巻く、親を含んだ支援者全員にとって必要な第一段階である。

権利侵害が起きている典型事例を複数提示しながら、子どもの人権侵害、子どもの安心・安全の権利の侵害への意識を高める。その上で、以下の問いをそれぞれに行っていく。

### 第一段階 子どもの人権及び安心・安全な養育への権利についての意識の醸成

問いかけ

- ① 子どもの人権（個人として尊重され、幸せに生きること 等）を配慮して、日ごろから心がけていることはありますか。
- ② 子どもへの関わりの中で、声掛けとして心がけていることはどんなことですか
- ③ 子どもへの関わりの中で、表情やしぐさで心がけていることはありますか。
- ④ 子どもの人権を侵害してしまったと思ったことはありますか。あれば、具体的に記述してください（あるいは、述べてみてください）。
- ⑤ 子どもの人権を侵害してしまったかと思った際に、どのようにそのことに対処しましたか？
- ⑥ 「子どもたちが安全で安心して生活できる場」を配慮して、日ごろから心がけていることはありますか。
- ⑦ 「子どもたちが安全で安心して生活できる場」を配慮して、声掛けとして心がけていることはどんなことですか
- ⑧ 「子どもたちが安全で安心して生活できる場」を配慮して、表情やしぐさで心がけてい

ることはありますか。

- ⑨ 「子どもたちが安全で安心して生活できる場」を侵害してしまったと思ったことはありますか。あれば、具体的に記述してください（あるいは、述べてみてください）。
- ⑩ 「子どもたちが安全で安心して生活できる場」を侵害してしまったかと思った際に、どのようにそのことに対処しましたか。
- ⑪ 子どもに関わること（遊び、学習、食事等）を決めるときに、子どもの意見や希望を聞くようにしていますか。意見を聞くことができている内容とできていない内容を分け、どうして聞けていないのか、考えてみましょう。

これらを振り返り、子どもの人権及び安心・安全な養育への権利についての意識の醸成を繰り返し、取り上げていく。ここで重要なのは、虐待や体罰、懲戒行動などの言葉を使わないことである。被懲戒の歴史は、少なからず皆持っている可能性があり、防衛的になり、非常に表面的な開示になってしまうからである。子どもの人権についての研修で、人権の重要性について異論がある人はいないだろうが、人権意識が受講者に届いていかない理由は、この「被懲戒の歴史」に触れることの難しさを物語っている。

日ごろの子どもとの関わりを、この2点（子どもの人権及び子どもたちが安心・安全な養育を受ける権利を有していること）を意識しながら自分の言動を考えることができれば、日本の子育て支援状況は大きく変わるものと期待される。

## （2） しつけと虐待の鑑別、峻別の具体的な提示（第二段階）

子どもの養育は、親の責務である。そして、民法にも謳われてきた親の権利である。親権の行使は、明治の民法の制定の過程で、限定的になったが、昭和に入ってから、子どもの利益を目的とし、子どもの監護及び教育の目的という非常に限定された中で行使されるべき点であることは、議論を待たないほど、多くの研究者、臨床家によって指摘されてきた。しかし、この養育に、「しつけ」という言葉が入る中で、親の裁量権が一気に拡がることになる。また、子どもの学習への介入も、養育における親の責務である一方で、容易に権利侵害が起きてしまう可能性を有している。心理的虐待の背景に、このような、養育、しつけ、権利侵害がスペクトラムとなって、子育ての現場に押し寄せている。体罰禁止の条項が児童虐待防止法及び児童福祉法に明記されたが、子育て支援現場での虐待事案への影響は、その効果への検証はこれからであろう。

しつけ（養育的行為）についてそれぞれ自由に話し、そこで起きてくる虐待のリスクについて提示していく。具体的には、しつけという名のもとに行われた虐待の典型事例を複数提示しながら、しつけ（養育的行為）と虐待の鑑別の意識を高める。その上で、以下の問いをそれぞれに行っていく。

しつけということ意識していないこともあり、また、しつけという言葉そのものも否定的にとらえている養育者もいることを想定しておかなければならない。しかし、虐待に至る背景に、食事場面、学習場面、遊び場面などでの行き過ぎたしつけなどがあり、意識化されていない

いことをどう意識化するか実は難しい課題である。子どもに伝えたい内容が実は、子どもに届かないような伝え方になっているという悪循環も生まれていることがある。そのことへの気づきも重要となる。

## 第二段階 しつけと虐待の鑑別、峻別の具体的な提示

- ① 子どもへの養育のなかで、大事にしていることはどんなことがありますか。
- ② 子どもへのしつけという言葉で、どのようなことを思い浮かべますか。
- ③ 子育てにおいて、やっていいこと、やって悪いことについて、どのように考えていますか。
- ④ 子どもに伝えたい内容について、どのように子どもたちに伝えていきますか。
- ⑤ 子どもに伝えたい内容について、子どもたちに届いていないと感じることはありますか。あるとしたら、それはどんな内容であったり、どんな状況で起きていますか。
- ⑥ 子どもに伝えたい内容について、子どもたちに届いていないと感じることがあった場合、その後どのように伝わるように工夫されていますか。
- ⑦ 子どもに伝えたい内容について、子どもたちに届いたと感じるときは、どんな時ですか。また、その時の子どもたちの様子は、どんな感じですか。
- ⑧ 子どもへの養育やしつけについて、誰かに相談していますか。相談しているとするとなたに相談していますか。
- ⑨ しつけという名のもとに、やってよいこと、悪いことについて、どのように考えていますか。
- ⑩ しつけと虐待との違いについて、どのようなことを思い浮かべますか。

しつけと虐待との違いについて、どのようなことを思い浮かべますか(⑩)ということを話題にするのは、最後にしていくことが大事である。児童相談所等でのしつけと虐待の峻別と、子育てをおこなう親(あるいは、里親施設職員などの養育者)との認識のずれは、①から⑨までの段階を踏んで、理解を深めていくことが大事である。

## (3) 子育て場面における社会的文脈や文化を考慮すべきこと(第三段階)

繰り返し考察してきたように、各国の子育て場面における「懲戒に関する歴史」は、その地域、文化で許容されるべき行動様式、思考様式である。もともと、子育てとは、その国や地域、家庭の文化の継承者を育てるとの意味合いもあるだろう。しかし、そのことが、養育の主体者である親や子どもを苦しめることにつながることも否めないことである。「うちの子」という言葉の中に含まれている排他的な側面の一方で、「うちの子」であるべき振る舞いとして、親の養育行動や子どもの育ちなどで構成される子育て状況を縛ることになる。文化の継承のための子育ての中で起きてくる、その伝達の方法が、支配的であったり、脅威的であったり、身体的・心理的懲罰を伴うものであれば、そこに、常に虐待につながる要素が残存すると考えられる。文化の継承との理念の下、『その方法』として、懲戒行動、懲罰行動にこだわっている限り、虐待は根絶できないということは、スウェーデンをはじめ、世界に先駆けて体罰を禁止した国々

が長い年月をかけて実証している。

スウェーデンで指摘された「体罰禁止の内在化」は、子育て方法、教育方法としての懲戒行動を廃絶することを意味している。そして、藤岡（2020a<sup>2)</sup>）が報告した体罰によらない子育てを根底から支える、「子どもとの会話、コミュニケーションの重要性」は、子どもという人権保持者の尊重であり、その子の安心・安全の確保であり、支配・服従関係ではない、共生・相互尊重を基礎から形作ることを意味しているのである。その相互性の中で、伝えるべき文化、しつけを通しての人としての思考様式、行動様式は、明確に意識化されてくるのである。ここで重要なのは、「子どもとの会話、コミュニケーションの重要性」は、子育ての方法という域を超えて、対話によって合意形成を図るという民主的な課題解決につながるということ、国家の理念として、子どもが幼い時から親の責務として、すなわち、国家を構成する国民の責務として、共有していることである。これは、移民政策をとるスウェーデン等の子育て政策の一貫性としても注目しなければならない。本研究で取り上げた、子ども中心モデルであるからこそ、実現する内容といえる。子ども保護モデルにとどまらず、子育て家庭サービス重視モデル、子ども中心モデルがあってこそ、子ども保護モデルが生きてくるのである。

上記を踏まえ、子育て場面における社会的文脈や文化を考慮すべきことの典型事例を複数提示しながら、子育て場面における社会的文脈や文化を考慮すべきことの意義とそれに伴う権利侵害等への意識を高める。その上で、以下の問いをそれぞれに行っていく。

### 第三段階 子育て場面における社会的文脈や文化を考慮すべきこと

- ① 子育ての中で、このような子どもに育ってほしいと考えている願いについて自由に語ってください（お書きください）。
- ② このように育ってほしいと考えていることの中で、父親・母親からの影響があれば、それはどんなことですか。父親、母親と分けて自由に語ってください（お書きください）。
- ③ このように育ってほしいと考えていることの中で、祖父・祖母からの影響があれば、それはどんなことですか。父親がた祖父母、母親がた祖父母と分けて自由に語ってください（お書きください）。
- ④ 子育てをする中、子どもに話しかけ、また、子どもの話を聞くことを心がけていますか。
- ⑤ 日本で子育てをしているからこそ感じるもののなかで、苦しいと感じること、面倒と感じること、いやだと感じることを自由に語ってください（お書きください）。
- ⑥ 今住んでいる地域での子育てだからこそ感じるもののなかで、苦しいと感じること、面倒と感じること、いやだと感じることを自由に語ってください（お書きください）。
- ⑦ 我が家（今の施設、養育家庭含む）での子育てだからこそ感じるもののなかで、苦しいと感じること、面倒と感じること、いやだと感じることを自由に語ってください（お書きください）。
- ⑧ 日本で子育てをしているからこそ感じるもののなかで、うれしいこと、楽しいことなどを自由に語ってください（お書きください）。
- ⑨ 今住んでいる地域での子育てだからこそ感じるもののなかで、うれしいこと、楽しいこ

などを自由に語ってください（お書きください）。

- ⑩ 我が家（今の施設、養育家庭含む）での子育てだからこそ感じることのなかで、うれしいこと、楽しいことなどを自由に語ってください（お書きください）。

後半は、最初にいやなことなどを語ってもらい、最後は、肯定的な語り（記述）で終わることが重要である。これらのことで、日本、いま住んでいる地域、そして、我が家（自分の施設）などで振り返ることが、それらの縛りを相対化し、自分の中に取り入れたり、問い直したりするきっかけとなると考える。

#### （４） 被懲戒の歴史の想起と対処方法（第四段階）

第四段階では、被懲戒の歴史の想起と対処方法である。この段階での支援は、『語りの場の保障』が重要となる。グループでの支援では、安全・安心が前提となり、個別的な対応も考慮しなければならない点である。支援の対象となっている方（方々）との関係性構築の見立てが必要となる。支援者にとって、対象者の安心・安全が保障されておらず、自由に語れる場が保障されていない場合は、施行に対しては、慎重を期すことが必要である。

取り上げる課題として、藤岡（2021<sup>11</sup>）が指摘したように、懲戒行動に暴露された記憶、それに伴うトラウマ体験及びアタッチメント形成不全あるいはアタッチメントの崩壊などが課題となり、親の懲戒権による浸蝕の歴史はきわめて個人的な歴史であり、語りに向けての守りが必要である。これは、家庭だけでなく、学校、施設・養育家庭（施設や里親家庭で成長した子ども達）が皆抱えている課題である（藤岡 2021<sup>11</sup>）。

この点に関しては、人生脚本（リヴィーらの人生脚本をはじめ、過去の整理をする様々なツールがある：藤岡 2008<sup>13</sup> 参照）の記載による、セルフ・ヒストリーの作成があり、そのヒストリーの安心・安全が確保されたうえでの「語り」による整理である（藤岡 2021<sup>11</sup>）。さらに、『被懲戒の歴史 自己チェック』（藤岡 2020b<sup>6</sup>）が活用できる。これらは、被懲戒の歴史について、質問紙項目になっており、気になる項目を抽出して、その点を支援者との「語り」で掘り下げることが出来ることになっている。

そして、これも個別的な支援となるが、（内在化された）特定のアタッチメント対象との過去の歴史の再現による新たなライフヒストリーの獲得を目指した心理劇（藤岡 2008<sup>13</sup>、2020b<sup>6</sup>）も有用である。心理劇の施行に際しては、十分にトレーニングを受けた支援者のものを行うことが求められており、軽々に行うべきではないことは言うまでもないことである。

このような設定が難しい場合でも、安心・安全が確保された語りの場が保障されていることが前提ではあるが、以下の観点を丁寧に上げていくことで、「被懲戒の歴史」に向き合うことが時間をかけて行われていくことが重要である。この場合も、十分なトレーニングと適切な折に触れてのスーパーヴィジョンが必要であることも言うまでもないことであろう。

#### 被懲戒の歴史の想起と対処方法（第四段階）

- ① これまで、親（養育者）から叱られた記憶があれば、その中で、語る事が可能なエピソード

ソードをお話してください（記述してください）。

- ② 親（養育者）から叱られた記憶のなかで、叱る理由が思い出せる内容があれば、お話してください（記述してください）。
- ③ 親（養育者）が自分を叱る理由が、自分に対する権利侵害だと感じますか。もし感じたら、同じことを自分の子どもにしようと考えますか。また、自分だったら、叱らないで、どのように、同じ内容を子どもに伝えますか？
- ④ これまで、親（養育者）から放置された、あるいは見放されたと感じる記憶があれば、語ることが可能なエピソードをお話してください（書くことが可能なエピソードを記述してください）。
- ⑤ 親（養育者）から放置された、あるいは見放されたと感じる記憶のなかで、親が放置する、あるいは見放す理由が思い出せる内容があれば、お話してください（記述してください）。
- ⑥ 親（養育者）が自分を放置するあるいは見放す理由が、自分に対する権利侵害だと感じますか。もし感じたら、同じことを自分の子どもにしようと考えますか。また、自分だったら、放置をしたり、見放したりしないで、どのように、同じ内容を子どもに伝えますか？
- ⑦ これまで、親（養育者）から怒鳴られた記憶があれば、その中で、語ることが可能なエピソードをお話してください（書くことが可能なエピソードを記述してください）。
- ⑧ 親（養育者）から怒鳴られた記憶のなかで、親が怒鳴る理由が思い出せる内容があれば、お話してください（記述してください）。
- ⑨ 親（養育者）が自分を怒鳴る理由が、自分に対する権利侵害だと感じますか。もし感じたら、同じことを自分の（あるいは、自分が関わっている）子どもにしようと考えますか。また、自分だったら、怒鳴らないで、どのように、同じ内容を子どもに伝えますか？
- ⑩ これまで、親（養育者）から叩かれた記憶があれば、その中で、語ることが可能なエピソードをお話してください（書くことが可能なエピソードを記述してください）。
- ⑪ 親（養育者）から叩かれた記憶のなかで、親が叩く理由が思い出せる内容があれば、お話してください（記述してください）。
- ⑫ 親（養育者）が自分を叩く理由が、自分に対する権利侵害だと感じますか。もし感じたら、同じことを自分の（あるいは、自分が担当する）子どもにしようと考えますか。また、自分だったら、叩かないで、どのように、同じ内容を子どもに伝えますか？

③、⑥、⑨、⑫は、被懲戒の歴史を自分の中でどのように整理するかである。親（養育者）支援の際に、被懲戒の歴史を踏まえた、子育て支援の中核をなす点である。被懲戒の歴史は、根深く、心の奥深く眠っている可能性がある。支援の文脈では、侵襲性が高く、繰り返しになるが、「安心安全が確保された、語る場の保障が必要となる」。また、グループ支援がよいか、個別支援がよいか、その見極めも重要である。

#### （５） 子育て支援の具体的な方法、および子ども中心モデルの再確認（第五段階）

これについては、多くの試みがあり、様々な方法が世界中で提示されている。

上記、第一段階から第四段階までの基本スタンダードがあってこそ、具体的なペアレンティング技法である。第一段階から第四段階までを切り離して、親への支援、施設・里親への支援を行おうとしても、「被懲戒の歴史」の残像が、子ども達との場面でよみがえったりすることもあるだろう。また、被養育の歴史、被懲戒の歴史が、無意識のうちに、子育て場面での口調、表情、しぐさ、養育方法に影響することもあるであろう。その影響は、様々な場面で出現する可能性があり、ルールの提示（宿題、ゲームの時間、基本的生活習慣、言葉遣い等）には、その親や施設職員の被養育の歴史が色濃く反映されるのは、施設や養育家庭における被措置児童虐待で常に指摘されてきた点である。子育て方法のペアレンティングの諸方法を超えて、この子育て支援では、ルールの提示の仕方は、常に話題にしなければならない点である。発達的な観点も当然必要となる。さらに、子ども中心モデルの再確認が必要となる。

#### 第五段階 子育て支援の具体的な方法、および子ども中心モデルの再確認

- ① 子どもの人権（個人として尊重され、幸せに生きること 等）を配慮して、日ごろから心がけていることはありますか。
- ② 「子どもたちが安全で安心して生活できる場」を配慮して、日ごろから心がけていることはありますか。
- ③ ルールの提示（宿題、ゲームの時間、基本的生活習慣、言葉遣い等）で、日ごろから心がけていることはありますか。具体的な内容を含めて、語ってください（お書きください）。
- ④ 子どものことで何か問題が発生した場合、子どもを取り巻く大人たちで何ができるか、日ごろから心がけていることはありますか。具体的な内容を含めて、語ってください（お書きください）。
- ⑤ 子どもが何か問題を起こした場合、子どもを取り巻く大人たちで何ができるか、日ごろから心がけていることはありますか。具体的な内容を含めて、語ってください（お書きください）。
- ⑥ 子どもを取り巻く周りの大人たちの関係性で、関係性が弱いと感じるところがありますか。もしあれば、どんなところですか。また、具体的にどのようにしていったらよいと考えていますか。
- ⑦ 子どもを取り巻く周りの大人たちの関係性で、関係性が強いと感じるところがありますか。もしあれば、どんなところですか。それを強いと感じるのはどうしてですか。また、どのようにそれが実現できていると思いますか。
- ⑧ 子どもを取り巻く周りの大人たちの関係性で、今後改善していかなければならないと感じているところはどんなところですか。また、具体的にどのようにしていったらよいと考えていますか。
- ⑨ 様々な子育て方法の中で、自分が大事にしている方法はどんなことがありますか。また、それは、どのように学びましたか。
- ⑩ 様々な子育ての心構えの中で、自分が大事にしている心構えはどんなことですか。また、

それはどのように学びましたか。

- ⑩ 子どもたちが日頃から何を感じ、何を考え、何を希望し、将来どのように育つことを望んでいるのかを随時聞くようにしていますか。また、そのための「子どもが安心して語る場」をどのように設定していますか（意見表明の保障）。

## （6） 養育者が「愛着の器」であるための5つの要点（第六段階）

これら第一段階から第五段階を踏まえたうえで、それぞれの理論や実践の背景のある子育て支援方法が提示され、練習されていくことになる。

以下は、その一つとして、筆者らが推奨している愛着臨床アプローチの中の「愛着の器」（5つの養育の要点）である（藤岡 2008<sup>13)</sup>；藤岡 2020b<sup>6)</sup>）。この第六段階は、子育て技法が入ることになる。しかし、子育て支援を考えた場合、「被懲戒の歴史」への向き合い方を経たうえて、この第六段階が生きてくると考える。筆者が、親支援、施設・機関職員、養育里親支援等で感じていたもどかしさ、支援の限界性などの中の中の、少なくとも「被養育の歴史」への配慮を通常の子育て支援の中に、もっと簡便な形で入れられないかと考えてきたエッセンスが第一段階から第五段階を通した気づきが促されることで少しでも浸透していくことを願うばかりである。

### 第六段階 養育者が「愛着の器」であるための5つの要点

- ① 子ども(たち)から見て、自分が安全で安心して暮らせるように養育者がしてくれていて、また個人として尊重され、幸せに生きることができるように関わってくれていると予測できるように、心がけていますか(予測性)。具体的なエピソードを一つでもよいので語ってください(書いてください)。
- ② 子ども(たち)から見て、養育者が折に触れて自分のつらさやきつさ、うれしい気持ちなどに気付いてくれていると思ってもらえるように、心がけていますか(敏感性)。具体的なエピソードを一つでもよいので語ってください(書いてください)。
- ③ 子ども(たち)から見て、養育者が自分のために役立とうとしてくれていると思ってもらえるように、心がけていますか(有用性)。具体的なエピソードを一つでもよいので語ってください(書いてください)。
- ④ 子ども(たち)から見て、養育者が自分の気持ちをおもんばかろうとしてくれている、わかろうとしてくれていると思ってもらえるように、心がけていますか(志向性)。具体的なエピソードを一つでもよいので語ってください(書いてください)。
- ⑤ 子ども(たち)から見て、養育者が必要な時にはいつも自分のそばにいてくれている、離れていても自分のことを心配してくれていると思ってもらえるように、心がけていますか(存在性)。具体的なエピソードを一つでもよいので語ってください(書いてください)。

上記は、養育者が「愛着の器」であるための5つの要点のエッセンスである。詳細は、他書(藤

岡 2020b<sup>6)</sup>)に譲るが、この5つを折に触れて自分自身に問いかけながら、子どもたちと関わるだけでも、「困ったときに助けを求める」対象者として、子どもたちに位置付けていただけるのではないかと筆者は考えている。

#### IV 『子どもの権利擁護3モデル』に基づく子育て支援臨床アプローチのさらなる構築に向けて

本研究では、まず基底となる理論的な枠組みとして、『子どもの権利擁護3モデル』を取り上げた。その中で、特に、子ども中心モデルは今後さらに精査し、深めていかなければならない内容である。まず、関係特異性障害の観点から、子どもたちが人によって、助けを求める方法を変えるということであり、問題行動につながりやすい。親への不満や寂しさから万引きに走り、結果として親から叱責され悪循環に陥り、自ら虐待を受ける場を作ってしまうこともある。親などの子どもの周りとの関係性について見立てができ、親と子に支援できる専門家が必要となる。DVと子ども虐待との関連も指摘されているが、実際に、暴力や暴言による支配・被支配が許容される場として家庭にどう介入するか、実は非常に難しい。DVの加害者への支配性や暴力性に関する対処及びその後の支援に長けた専門家の養成が喫緊の課題である。

子ども中心モデルを中核とするという意味は、子どもを中心とした周りの大人たち（あるいは子どもたち）との関係性に注目することで、周りは子育てに協働せざるを得なくなるからである。子ども中心モデルの中核をなす「意見表明権」と「語る場の保障」は、その周りの人たちとの関係の上で成り立つ。本研究では、これまでの研究の成果として、『子育て支援臨床アプローチ』（スタンダード版）の段階的なプログラムを作成した。懲戒行動の位置づけ、体罰の歴史的な推移、日本特有の子育て状況、虐待としつけの鑑別・峻別、被懲戒の歴史、被養育の歴史など整理してきたが、その一つの帰結として、『子どもの権利擁護3モデル』に基づく子育て支援臨床アプローチ（六段階）に行き着くことができた。

まだ試案の段階であるが、『子どもの権利擁護3モデル』があつてこそ『子育て支援』であることには、異論のないところであろう。日本の子育て状況（親支援、子ども支援、施設・機関職員支援、里親支援等）を鑑みるに、子どもの権利擁護のための具体的な実践の持続に向けての情報提供、トレーニング、見守り、自助グループ、研修等がさらに企画・立案されていかなければならないと考えている。『子育て支援臨床アプローチ』（スタンダード版）がそのたたき台として活用され、現場にあった形に進化していくことを心から願っている。

#### 謝辞

本研究はJSPS 科研費 JP17H02610 の助成を受けたものであり、文部科学省科学研究費助成事業、基盤研究(B)『親の懲戒行動の解析に基づく愛着臨床アプローチの再構築に関する

研究』（研究代表者：藤岡孝志）にて実施された調査の成果の一部です。

## 引用文献

- 1) 藤岡孝志 2021 被懲戒の歴史を踏まえた子育て支援臨床の構築に関する研究 日本社会事業大学研究紀要 67, 161-177.
- 2) 藤岡孝志 2020a 「体罰禁止の内在化」と懲戒行動の解析に基づく子ども虐待防止に関する研究 日本社会事業大学研究紀要 66,181-198.
- 3) 加藤尚子・藤岡孝志 2020 しつけ（懲戒）と虐待の境界の認識に関する検討：フランスの懲戒行動に関する現状をふまえて。” 日本社会事業大学研究紀要 66、137-152.
- 4) 和田上貴昭 2020 体罰の認識：ドイツにおける児童福祉専門職への聞き取りから．日本社会事業大学研究紀要 66、47-57.
- 5) 宇野耕司 2020 懲戒ではなく虐待である：児童相談所職員からみた保護者の懲戒の意味に関する研究．日本社会事業大学研究紀要 66、59-78
- 6) 藤岡孝志 2020b 支援者支援養育論—子育て支援臨床の再構築 ミネルヴァ書房
- 7) 神野直彦 2019 児童虐待への新たなモデル構築（私信）
- 8) Gilbert,N. Parton,N. and Skivenes,M. 2011 Child Protection Systems -International Trends and Orientations-. Oxford University Press
- 9) 訓覇法子 2002 アプローチとしての福祉社会システム論 法律文化社
- 10) 訓覇法子・田澤 あけみ 2014 実践としての・科学としての社会福祉 法律文化社
- 11) 藤岡孝志 2016 アタッチメントの視点から見た子どもの虐待予防 『教育と医学』（特集 子どものこころの安全基地を育てる—アタッチメントをめぐる—）（2016年11月号） 72 - 81 慶應義塾大学出版会
- 12) ZERO TO THREE 2016 DC:0-5: Diagnostic Classification of Mental Health And Development Disorders Of Infancy and Early Childhood. Zero to Three:Washington.D.C..
- 13) 藤岡孝志 2008 愛着臨床と子ども虐待 ミネルヴァ書房